

施設サービス・短期入所サービスの  
**食費と居住費（滞在費）に対する減額制度**  
 介護保険負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）のご案内

☆減額制度を利用するためには申請をして認定を受ける必要があります。

介護保険の施設サービス（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）や、短期入所サービス（ショートステイ）を利用する場合、食費や居住費（滞在費）は全額自己負担となります。

ただし、以下の要件に該当するかたは、申請をすれば介護保険負担限度額認定を受けられます。この認定証を施設に提示することで食費や居住費（滞在費）については限度額内までの支払いとなります。

なお、一部の施設では、この減額制度を使うことができません。ご利用の際は、施設にご確認ください。

### ■負担限度額認定該当要件■

・住民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）で老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	利用者負担第1段階
・住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額と <u>遺族年金・障害年金の収入額の合計額</u> が年額80万円以下のかた	利用者負担第2段階
・住民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額と <u>遺族年金・障害年金の収入額の合計額</u> が年額80万円を超えるかた	利用者負担第3段階

- ・介護保険料を2年以上滞納し、給付制限を受けているかたは該当しません。
- ・平成28年8月の改正により遺族年金と障害年金の収入額の合計金額が該当要件に追加になりました。
- ・遺族年金は、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。

預貯金等	⇒	一定額超の預貯金等（単身では1,000万円超、夫婦世帯では2,000万円超）がある場合には対象外です。本人の申告で判定します。なお、不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額の返還に加え最大2倍の加算金が課せられる場合があります。
配偶者の課税状況	⇒	ご夫婦のうち、お一人だけ施設に入所されている場合（世帯分離が行われている場合）でも、配偶者が課税されている場合は、対象外になります。

### 預貯金等の範囲

	種類	確認の為の提出書類
対象となるもの	預貯金…普通預金・定期預金	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
	信託…投資信託	銀行、信託銀行証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
	有価証券…株式、国債、地方債、社債など	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
	負債…借入金、住宅ローンなど	借用証書など
	現金…タンス預金	自己申告
	その他…金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）

◎ご提出いただきました情報、書類については個人情報の厳正な管理のもと負担限度額認定手続き以外には使用しません。

## ■食費と居住費（滞在費）の負担限度額■

利用者負担段階	1日当たりの食費	1日当たりの居住費（滞在費）			
		多床室※1	従来型個室※2	ユニット型準個室	ユニット型個室
<b>利用者負担第1段階</b>	300円	0円	490円 (320円)	490円	820円
・住民税非課税世帯で、 老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者					
<b>利用者負担第2段階</b>	390円	370円	490円 (420円)	490円	820円
・住民税非課税世帯で、 合計所得金額＋課税年金収入額と遺族年金・障害年金の収入額の合計額が80万円以下のかた					
<b>利用者負担第3段階</b>	650円	370円	1,310円 (820円)	1,310円	1,310円
・住民税非課税世帯で、 合計所得金額＋課税年金収入額と遺族年金・障害年金の収入額の合計額が80万円を超えるかた					
<b>利用者負担第4段階</b>	第4段階の費用負担額は、施設との契約によって決められます。基準費用額（標準的な目安）は以下のとおりですが、具体的な金額は各施設によって異なります。				
認定要件対象外のかた	1,380円	370円 (840円)※3	1,640円 (1,150円)	1,640円	1,970円

※1 多床室の1日当たりの居住費（滞在費）にかかる改正は室料相当の負担を求めることによるものです。

※2 従来型個室の（ ）内は介護老人福祉施設（特養）と短期入所生活介護の場合

※3 多床室の（ ）内は介護老人福祉施設（特養）の場合

## ■特例減額措置（ショートステイは除く）■

住民税課税世帯のかたも、以下の①～⑥の条件全てを満たす場合は、負担減額認定を受けることができます。

住民税課税の高齢夫婦世帯などで一方が施設入所することにより、在宅の世帯員が生計困難に陥らないように、食費や居住費の負担限度額を設定する措置です。（申請が必要です。）

<p>① 世帯の構成員が2人以上いること</p> <p>② ショートステイ以外の介護保険施設利用者であり、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担となること</p> <p>③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担または2割負担、食費、居住費）の見込額を除いた額が80万円以下になること (収入とは、公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額との合計をいう)</p> <p>④ 世帯の現金、預貯金等（有価証券、債券等含む）の額が450万円以下であること</p> <p>⑤ 日常生活のために必要な資産（居住する家屋など）以外に利用し得る資産を所有していないこと</p> <p>⑥ 介護保険料を滞納していないこと</p>	<p>左記条件③に該当しなくなるまで、食費と居住費のどちらか、又はその両方に、<b>利用者負担第3段階</b>の負担限度額を適用</p>
---	--

・特例減額措置を申請する場合は、認定申請書の他にも資産状況の申告書や預金通帳の写しなど、収入を証する書類の提出が必要です。必要な書類については、介護保険給付係までお問い合わせ下さい。

申請先および問合せ先

目黒区健康福祉部介護保険課介護保険給付係

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 電話：03-5722-9847（直通）